

新しい彦根へ。

彦根市議会議員

もりの克彦

かつ ひ こ

ご挨拶

平素は、皆様には格別のご支援、ご高配を賜りまして誠にありがとうございます。
7月には参議院選挙・滋賀県知事選挙が行われ、今後の滋賀の政治・経済の未来が託されました。また、その選挙戦の終盤には、安倍元首相が選挙応援演説中に凶弾に倒れご逝去されました。安定した政治が安定した経済そして、安定した生活につながります。安心安全で当たり前のことが当たり前に保たれるまちづくりを目指して、市の課題解決に取り組んでいきます。引き続き、皆様のご支援、ご指導を宜しくお願い致します。

■事務所 〒522-0025 滋賀県彦根市野田山町485 ☎0749-21-1111
■自宅 〒522-0007 滋賀県彦根市古沢町480-5 ☎0749-46-5546

✉ morino@siren.ocn.ne.jp

- ▼略歴
- 滋賀県立米原高等学校 理数科 卒業
- 兵庫県立神戸商科大学 商経学部 経済学科 卒業
- 滋賀大学 大学院修士号取得(経済学)
- 滋賀大学 大学院修士号取得(経営学)
- 森野税理士事務所 ●彦根市議会議員

もりの克彦 検索 
<http://morino-katsuhiko.com>

活動報告



7/9 (土) 彦根学童野球新人大会

7月9日に荒神山球場にて県内の5年生が集まる少年野球大会が開催されました。来賓兼審判として大会に参加させて頂きました。



7/10 (日) 参院選・知事選のダブル選挙

6月22日から参議院選挙・滋賀県知事選挙が始まり暑い夏の戦いが開催されました。当選された、小鎌隆史氏、三日月大造氏には日本の為、滋賀の為、そして彦根の未来のために頑張って頂きたいと思ひます。



8/6 (土) 野田山金毘羅宮『万灯会』

新型コロナウイルスの関係で2年間中止となっていたが、本年感染対策を徹底して3年ぶりに開催されました。たくさんのロウソクが綺麗に夏の夜空を彩りました。



企画総務消防常任委員会 副委員長

この度、企画総務消防常任委員会の副委員長を拝命いたしました。彦根市議会の3常任委員会の一つの副委員長という職を責任もって取り組んでいきます。大先輩の矢吹安子委員長から色々とお話をさせて頂きお支えできるよう頑張ります。



次回の定例会の予定

【9月定例会】

- 9月5日(月) 開会 (市長提案説明)
- 12日(月) 質疑・一般質問(代表質問・個人質問)
- 13日(火) 質疑・一般質問(個人質問)
- 14日(水) 質疑・一般質問(個人質問)
- 15日(木) 質疑・一般質問(個人質問)
- 20日(火) 予算常任委員会
- 21日(水) 企画総務消防常任委員会
- 22日(木) 福祉病院教育常任委員会
- 26日(月) 市民産業建設常任委員会
- 28日(水) 本会議 (追加議案上程・予算常任委員会)
- 10月5日(水) 決算特別委員会
- 6日(木) 決算特別委員会
- 7日(金) 決算特別委員会
- 13日(木) 閉会 (委員長報告、質疑、討論、採決)

【11月定例会】

- 11月28日(月) 開会 (市長提案説明)
- 12月 5日(月) 質疑・一般質問(個人質問)
- 6日(火) 質疑・一般質問(個人質問)
- 7日(水) 質疑・一般質問(個人質問)
- 9日(金) 予算常任委員会
- 12日(月) 福祉病院教育常任委員会
- 13日(火) 市民産業建設常任委員会
- 14日(水) 企画総務消防常任委員会
- 19日(月) 閉会 (委員長報告、質疑、討論、採決)

森野税理士事務所

日本税理士会連合会 近畿税理士会第139774号 日本税理士政治連盟

～法人税申告、所得税申告、消費税申告、相続税・贈与税申告、事業承継等～

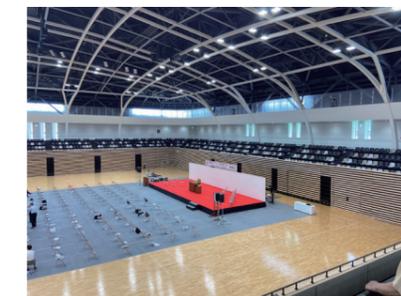
事務所にて各種相談等受けておりますのでお気軽にご相談ください。

平日 9時00分～17時00分 彦根市野田山町485番地
土日祝 休み
連絡先 電話 0749-21-1111 FAX 0749-21-1110
メール morino.tax.a.30007@gmail.com



7/22 (金) 彦根市スポーツ・文化交流センター(プロシードアリーナHIKONE)の落成式

南彦根駅西側で建設していましたがようやく完成しました。(現在外構工事中で、供用開始は本年12月予定) 令和5年の国スポ・障スポの主会場として使用されます。



2022年2月定例会 一般質問Q&A

一般質問の詳細について
[発言順位2番目]

1 ふるさと納税について

総務省のふるさと納税ポータルサイトの理念と意義では、ふるさと納税は世話になったふるさとに対して、税制を通じて貢献できる仕組みとして導入された制度であり、この制度を通じて、税に対する意識の向上と納税の大切さを知ることができ、また、生まれ故郷だけでなく、世話になった地域や応援したい地域を支援することも可能であり、そして、自治体は国民にその地域の良さをアピールするために、地域のあり方をあらためて考えるきっかけにつながるとされています。しかし、現在のふるさと納税の制度は、自身の所得税・住民税の税制控除と、提供される返礼品の内容や質、お徳感などが重視されており、返礼品をめぐる以前にも様々な問題がありました。本来の趣旨とは異なる認識で広まっているとはいえ、収税の増加のためにも、また、地域の魅力を向上させるためにも、取り組みを強化していく必要があると考え以下質問いたします。

①彦根市のふるさと納税の現状は

令和4年2月末時点の寄付額受入額は約5億3千600万円で2年前の2.8倍となった。返礼品も300件と前年の270件と比較しても増加傾向にある。

②寄付額増加に向けた施策は

産業部等との庁内連携継続し、新たな返礼品提供事業者の開拓に努めていく。

③ふるさと納税ができる自動販売機の導入についての見解は

今後、ふるさと納税の申請方法の選択肢を広げるという寄付者の利便性の観点や、設置に伴う費用対効果の観点から、まずは先行事例の調査・研究をしっかりと進めていく。

2 部活動の中止について

コロナ禍の初期には東京オリンピックは延期となり、野球の開幕も遅れ、飲食店は営業を自粛し、ありとあらゆる行事が中止、延期となり、学校も長期間の休校となり、多くの活動が全体的に停止・延期となりました。子どもたちの学校生活も、一生に一度しかない修学旅行や様々なイベントを経験することなく、卒業を迎える子どもたちもいました。しかし、コロナの感染拡大の初期のような、経済を完全にストップしての感染対策ではなく、経済活動と感染対策の両輪を回すことが重要であるとされ、そのような状況に変化してきました。様々な行事が感染対策を徹底して再開する方向で進みだしているにもかかわらず、子ども達の活動の機会だけ容易に中止として責任から逃れるような行動には納得できないという意見が多く寄せられましたので以下質問いたします。

①コロナ感染拡大に伴い部活動が中止となった経緯は

1月下旬から市内の小中学校における感染が急拡大し、学級閉鎖や学年閉鎖を実施する学校が増加したため、集団感染のリスクを考え、部活動を中止とした。

②中止にすると判断した理由は

感染力が強いオミクロン株の特性なども踏まえて、活動自体が学校内での感染拡大につながる恐れがあると判断し中止とした。

③今後の部活動の中止対応についての見解は

新型コロナウイルスの感染状況や学級閉鎖の状況、変異株の特性等、さらに国、県、近畿市町の動向等を踏まえ総合的に判断していく。

3 危険な踏切道について

令和3年4月1日から施行された「踏切道改良促進法等の一部を改正する法律」に基づき、令和3年4月13日、改正後第一弾となる改良すべき踏切道として、新たに全国93箇所が指定されました。このリストには滋賀県内の踏切道はありませんでした。その後、令和4年1月21日、国土交通省が新たに63箇所を追加指定し、踏切道対策を進めるとの発表がありました。この中には滋賀県内の踏切道が11箇所(大津市9箇所、彦根市1箇所、長浜市1箇所)指定されていました。これらの箇所については、法の規定に基づき、立体交差化や拡幅等の対策に加え、周辺迂回路の整備などの面的・総合的対策や踏切道のバリアフリー化など、地域の実情に応じた、幅広い踏切道対策が検討・実施されることとなります。とあり、国土交通省としても、改良計画の策定等の技術的助言や財政的な支援を実施するなど、対策促進を図ってまいります。とありますので以下質問いたします。

①この踏切(神宮)が指定された理由は

通学路にも指定されており歩行者も多く、踏切東側・西側の交差点も通行車両が多く危険であるため「緊急に対策の検討が必要な踏切」として国において公表された。

②現在の対策の状況は

平成25年度から平成30年度にかけて、踏切東側の交差点改良を行った。また、踏切を含む西側についても、改良に向け関係機関との協議を行っている。

③安全対策完了までの実施スケジュールは

現状の踏切は、南側(南彦根駅側)に歩道がなく、歩道の連続性が保たれていないため、踏切南側の歩道設置による踏切拡幅を計画している。この踏切拡幅については、JR西日本との事前協議を概ね終えており、今後は、踏切西側の改良に伴う用地取得の目途が立てば、踏切拡幅および交差点改良についての詳細設計に入る予定をしている。

④踏切西側の交差点の車の右折に伴う危険性なども同時に解消される方向で計画は進んでいくのか

交差点自体も危険であり、一部改良を実施する必要があると考えられるが、それには、長い時間と多額の費用が必要であるため、まずは、歩行者の安全性を確保するため、歩道の整備を進めていきたいと考えている。



主管課：道路河川課

答弁者：都市建設部長

主管課：学校教育課

答弁者：教育長

主管課：教育委員会

答弁者：教育長

1 子どもの明るい未来のために

(1)教職員の児童生徒に対するハラスメントの防止について

滋賀県教育委員会は一昨年11月～12月に県立高や各市町の小中学校などの教職員1万3,973人にハラスメント被害の実態調査を行い、回答した8,087人のうち、16.5%に当たる1,337人がハワハラやセクハラなどの被害にあったと申告していたようです。そのうち、連絡先を明らかにした238人のうち、解決済みや追加調査を望まなかった205人を除く33人の事案について、事実確認等が行われ某公立高校の校長が懲戒処分となり、他4人の管理職が厳重注意、ハラスメントとは断定できないが不適切な発言があったとして15人に対して指導や注意が行われたようです。被害を申告した1,337人の事案について仮に実態調査を行ったとしたら、約6割の800名、およそ40倍もの事案が教育現場で発生しているということになります。教育現場における校内ハラスメントには、校長から教職員に対するもの、教頭から教職員に対するもの、立場や年齢が上の教職員から立場や年齢が下の教職員に対するもの、教職員から児童生徒に対するもの、教職員から保護者に対するものなど様々なものがあります。大人と違い子ども達の中には怖くて自己申告できない場合もあることを考えると、学校におけるハラスメントの防止に対する管理体制や監視体制がきちんと整備されているかどうかが重要であると考え以下質問します。

①教職員としてふさわしい言葉遣いができているか

日々適切な言葉遣いを心がけているが、児童生徒にとってふさわしくない言葉遣い等の言動があった場合には、同僚間で注意しあったり、管理職から指導して改善に努めている。

②児童生徒に笑顔で接し、自ら進んであいさつを交わしているか

あいさつの大切さを伝え、教職員と児童生徒の相互が進んで気持ちよくあいさつができる環境づくりに努めている。

③児童生徒を大声で怒鳴ったり威圧的な態度をとっていないか

指導を受けた生徒が大声で怒鳴られたり、威圧的な態度をとられたと受けとめることもあるが、信頼関係を構築しながらも時には厳しく指導することもある。

⑤ハラスメントとなるような言動を発見した場合、職員はどのように対応するのか

まずは同僚間で注意しあい防止に努めている。改善が見られない場合やコンプライアンスに反する場合は管理職に報告し、教育委員会へ報告する。

⑦チェックリストを活用するなど防止に向けた取り組みは行われているのか

市教育委員会では、「不祥事防止チェックシート」を研修の際に活用して意識向上に取り組んでいる。

⑨教職員間でのハラスメントは存在しないのか

現在、市教育委員会が把握したり対応しているハラスメント事案はありません。

(2)家庭環境による格差是正に向けた取り組みについて

①子どもの習い事に対する助成金制度を創設することはできないか

子どもの教育格差が将来の所得格差につながりやすと言われる中で、このような取り組みは、子供の将来の格差是正の一要因となりうると考えるが見解は。本市での助成実施については、その必要性を含めて研究していく。

2 受動喫煙防止対策について

WHOは毎年5月31日を世界禁煙デーと定めていて、厚生労働省もこの時期の一週間は禁煙週間と定め、喫煙が及ぼす健康への影響について特に若者に向けて啓発しています。彦根市では市民を対象に保健師が禁煙に関する相談を随時受け付けていて、禁煙デーや禁煙週間をきっかけに多くの人が禁煙に取り組んでほしいとしています。彦根市の新庁舎の屋上では喫煙できるスペースが設けられており、喫煙する職員は勤務時間内であっても自由にその屋上で喫煙が可能となっており、来庁される市民への対応が遅れたり、電話をしても喫煙休憩中で対応が遅れるという事態も起こり得るということです。また喫煙しない職員との休憩時間差は、年間に換算すると30日にも達する可能性もあると考えられ公平性の観点からも大きな問題を抱えています。また、国宝彦根城の入口付近では、喫煙所が設置されており、風が吹けば土日に訪れる家族連れやお年寄りに喫煙者の煙が届くこととなり、改正された健康増進法の一歩の趣旨である望まない受動喫煙の防止の観点からも撤去や設置場所の変更が必要であると考えられます。彦根城は2024年世界遺産登録に向けて取り組んでいますが、世界的な禁煙の流れと、受動喫煙防止の対策がこれだけ問題視されている中で、時代遅れの対応となっている彦根市の受動喫煙防止対策について質問します。



主管課：公有財産管理課・人事課・都市計画課・学校教育課

答弁者：歴史まちづくり部長・総務部長・都市建設部長・教育長

(1)現状と今後の方向性について

①第一種施設の特定屋外喫煙所の現状は

本庁舎、清掃センター、消防本部及び北、南、犬上分署の6施設。

③本庁舎屋上での喫煙に対する市長の考えは

喫煙者が喫煙する権利と非喫煙者の受動喫煙の防止を両立させることによる共存が必要と考える。

⑤喫煙する職員と喫煙しない職員、どちらの意見を尊重するのか

どちらを優先するではないが、受動喫煙対策を徹底していく。

⑦第二種施設の特定屋外喫煙所の現状は

特別史跡彦根城内、佐和山デザインサービスセンターの2か所である。

⑧特定屋外喫煙所の設置に必要な条件は満たされているのか

満たしていると考えている。

⑨彦根城入口付近に設置されている喫煙所は、受動喫煙の影響はゼロか

望まない受動喫煙を防止するための必要な措置を講じた上で、必要に応じて喫煙所を設置している。
・受動喫煙の影響がゼロかどうか聞いています
>測定していないので受動喫煙の影響がゼロであるとはっきり言うことはできない。
・ゼロではないということですか
>受動喫煙の防止については徹底しているが、受動喫煙の影響がゼロか、ゼロでないかは測定していないので答えられない。
・子どもや高齢者が通るところで、たばこの煙の臭いがするんですよ。それが受動喫煙になっているんですよ。それでも、測定して大丈夫だったら移動もしないんですか。
>喫煙場所やその必要性について今後検討していきたい。

④忘れ物をしたり、ミスをして責められたり罰をあたえられるようなことはないか

罰については、学校教育法第11条の体罰の禁止に触れる恐れがあり、そのようなことがないように十分に指導している。

⑥児童生徒一人一人の意見や考えを定期的に調査すべきではないか

毎学期の教育相談において児童生徒と担任との間で話をする機会を設けている。

⑧保護者から聞く実態と教育委員会が把握している実態との内容が異なるとすれば、それはなぜか

保護者と学校とで実態の把握に違いがあることはあるが、再度確認を行うなどして、保護者に丁寧に説明していく。

⑩組織全体としてハラスメント防止の意識向上のために何をしているのか

令和2年6月に職場におけるハラスメント防止措置が義務化されたことに伴い「彦根市学校におけるハラスメント防止等に関する方針」を作成し、相談窓口を設置し全職員に周知を行った。

ライブ配信・録画配信で視聴していただけます。



所属会派は
公政会
です。

所属
委員会

- 企画総務消防常任委員会
- 広報委員会
- 決算特別委員会